

令和5年度軽自動車税(種別割)の税額について

令和5年度の軽自動車税(種別割)は下記のようになります。

●原動機付自転車及び2輪車等

車両・課税標準		税額	
原動機付自転車	排気量 50cc以下	2,000円	
	排気量 90cc以下	2,000円	
	排気量 125cc以下	2,400円	
	ミニカー(排気量 50cc以下)	3,700円	
軽自動車	2輪	250cc以下	3,600円
小型特殊自動車	農耕用		2,400円
	その他		5,900円
2輪の小型自動車			6,000円

※ボートトレーラー等の被けん引車(長さ3.40メートル以下、幅1.48メートル以下、高さ2.00メートル以下のもの)については、軽自動車の2輪・3輪・4輪の区分に応じて税金が課せられます。

※特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)は、原動機付自転車(排気量50cc以下)の区分に該当します。

●軽4輪車等(3輪以上の軽自動車)

車両・課税標準		平成27年4月1日以降に新規検査をした車両(標準税率)	平成22年4月1日から平成27年3月31日までに新規検査をした車両(旧税率)	最初の新規検査から13年を経過した車両(重課税率)	グリーン化特例(軽課税率)				
					25%軽減	50%軽減	75%軽減		
軽自動車	3輪	660cc以下のもの	3,900円	3,100円	4,600円	対象外	対象外	1,000円	
	4輪	自家用	乗用	10,800円	7,200円	12,900円	対象外	対象外	2,700円
			貨物	5,000円	4,000円	6,000円	対象外	対象外	1,300円
	4輪	営業用	乗用	6,900円	5,500円	8,200円	5,200円	3,500円	1,800円
			貨物	3,800円	3,000円	4,500円	対象外	対象外	1,000円

※重課税率については、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール・混合メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車及び被けん引車を除く。

●グリーン化特例(軽課)の対象車・軽課割合

グリーン化特例(軽課)とは、排出ガス性能および燃費性能に優れた環境負荷の小さい車両について、新規登録の翌年度分の軽自動車税を軽減する特例です。

※軽減されるのは、最初の新規検査を受けた日の属する年度の翌年度分に限りま。

【令和5年度】(令和4年4月1日～令和5年3月31日新規取得分)

軽課対象区分		税率
電気自動車		概ね75%軽減
天然ガス軽自動車のうち平成30年排出ガス保安基準達成車または平成21年排出ガス車基準適合かつ平成21年排出ガス車基準から10%低減達成車		
営業用乗用車に限る	平成17年排出ガス75%低減達成車または平成30年排出ガス50%低減達成車	概ね50%軽減
	令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	概ね25%軽減
	令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	概ね25%軽減

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

軽自動車税(種別割)の適用についての注意事項

- 令和4年度にグリーン化特例(軽課)の適用を受けた車両については、令和5年度は標準税率の適用になります。
- 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに新規取得された車両で、グリーン化特例(軽課)の対象車両は軽課税率が適用され、対象外の車両は標準税率となります。
- 最初の新規検査年が平成22年3月31日以前の車両が重課税率対象の車両になります。
- 軽自動車税(種別割)は、4月1日時点の所有者に課税されますので、4月2日以降に廃車等した場合も令和5年度分の税金が課税されることとなります(月割の制度はありません)。

バイク及び軽自動車の手続きについて

下記のような異動があった場合には、下記の各窓口にてその旨を申告してください。
申告されずにそのままにされますと、所有されているものとして税金が課税されます。
軽自動車税は毎年4月1日現在所有されている人に課税され、年度途中で廃車されても払い戻しはありません。

原動機付自転車(125cc以下)	… 香芝市役所で手続きが可能です。
廃車 転出 譲渡(名義変更)	香芝市のナンバープレート、本人確認書類(運転免許証等) 標識交付証明書をもって香芝市役所税務課に届け出てください。 なお、譲渡には譲渡証明書が必要となります。
盗難、車体紛失 プレート紛失(再交付)	警察に盗難、遺失届をした後で 必ず香芝市役所税務課に届け出てください。

軽二輪(125cc超~250cc以下)・小型二輪(250cc超)

近畿運輸局奈良運輸支局 050-5540-2063にお問い合わせください。

軽自動車(四輪)

軽自動車検査協会奈良事務所 050-3816-1845にお問い合わせください。

- ※ 障害者のかたに対する減免制度があります。詳しくは税務課までお問い合わせください。
- ※ 納税は、便利で安心な口座振替制度がご利用いただけますので、納税促進課へお問い合わせください。

車検を受ける際の納税証明書について

令和5年1月より軽自動車検査協会がオンラインで納付情報を確認できるようになり、継続検査窓口での「納税証明書の提示」が原則として省略可能になります。

<留意点>

- 対象車種は三輪以上の軽自動車に限ります。小型二輪(250cc超)は、これまでどおり紙の納税証明書を提示してください。
- 納税情報の反映には一定の日数がかかります。納税後すぐに車検を受けられる場合は、これまでどおり紙の納税証明書を提示してください。
- 対象車両の軽自動車税(種別割)に未納がある場合は、未納分を納付する必要があります。
- 車両の登録には一定の日数がかかります。車両登録後すぐに車検を受けられる場合は、これまでどおり紙の納税証明書を提示してください。

納付方法について

従来の納付方法に加えて、納付書に印字されたQRコード(eL-QR)・eL番号により、全国の金融機関・クレジットカード・インターネットバンキング・各種スマホアプリにて納付可能となります。利用可能な金融機関、スマホアプリなど、最新の情報は「地方税お支払いサイト」のよくある質問をご確認ください。

詳しくはこちら
地方税お支払サイト
(利用者向けホームページ)

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>



QRコードは4デンソーウェブの登録商標です

問い合わせ先

香芝市役所 税務課 TEL 0745-44-3307, 3308, 3309 (課税に関するお問い合わせ)
納税促進課 TEL 0745-44-3310 (お支払、口座振替のお問い合わせ)